

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第5号 発行日：平成26年10月31日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟 が大阪地裁へ提訴されました！



9月29日、大阪地方裁判所に、近畿・中部在住の水俣病被害者19名が提訴しました。原告はいずれも熊本・鹿児島両県の出身で、大阪、兵庫、愛知など2府4県に住む40代から70代の男女です。原告の多くは水俣病特措法による救済の対象外とされました。中には、水俣病特措法を知らずに申請できなかった原告もいます。

原告団世話人の石山千津恵さん(69)(熊本県天草市出身)は、「行政の線引きで取り残された私たち被害者の救済を求めたい。」と強く決意を語りました。

他にも多くの水俣病被害者が全国にいるはずですよ。

皆さんの周りには、手足がしびれる、ちょっとした段差でつまずく、足がつる…そんな症状で悩まれている方はいませんか？

特措法の水俣病被害者は水俣病ではない？

熊本地裁第7回口頭弁論期日で国・熊本県が暴言！！！！

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟(熊本訴訟)は、10月17日、第7回口頭弁論期日を迎えました。弁論期日では、弁護団の村山雅則弁護士より、国及び熊本県において、水俣病の被害状況を明らかにするため、特措法の結果をより詳しく提示するべきだと陳述(求釈明)しました。

これに対し、被告国・熊本県は、「特措法の救済策の判定結果は水俣病への罹患を示すものではない。」と述べ開示を拒否しました。

この発言は水俣病被害者を「ニセ患者」呼ばわりする許しがたい暴言です。

国・熊本県は、特措法で自分たちが水俣病被害者と判定し、被害拡大の責任を認めておわびをし、救済措置として療養費等を給付している、その水俣病被害者が水俣病でないと言い張るのです。

国・熊本県は、水俣病被害者を半世紀以上も放置してきたことを真摯に反省し、すべての水俣病被害者救済に取り組むべきです。

熊本で、大問診を行いました！

本年10月18日・19日、大検診問診会が、水俣地域と天草地域において行われました。全日本民主医療機関連合会（民医連）の医療従事者の皆さんが、全国から水俣地域や天草地域に結集していただき、手足がつるなどの症状でお悩みの方々の問診に力を尽くしてくださいました。

そのかいあって、2日間で5会場407名の問診をすることができました。

今度は、本年11月23日・24日の両日に検診が行われます。手がしびれる、足がつる…そんな悩みを抱えておられる方は、ぜひ一度ご相談ください。



(問診時の様子)

(近畿弁護団現地調査)

本年10月11日・12日、近畿弁護団の弁護士11名が、水俣病現地調査を行いました。

11日は、曾木発電所遺構を見学した後、現在は廃線となっている旧国鉄山野線布計駅舎跡を見学しました。その際、まだ国鉄山野線が走っていた当時、水俣から国鉄山野線を使って、水俣から離れた山村集落まで不知火海の魚介類が運ばれ、集落の人々に食べられていた事実について、熊本訴訟原告などから話を聞きました。

翌12日は、百間排水口、水俣病資料館、水俣病の最初の患者が発覚したという坪谷地区などの水俣市内の視察をした後、水俣の対岸である天草市側の倉岳山頂へ陸路で移動をしました。この日は、台風19号が九州に上陸するのではないかと予想されており、近畿弁護団も帰りの新幹線が動かなくなるのではないかと心配していましたが、雨や風の影響をそれほど受けることなく充実した現地調査を行うことができました。

<今後の予定>

- 11月23・24日 大検診（熊本）
- 11月27日 第3回口頭弁論（新潟訴訟）
- 12月19日 第7回弁論期日（熊本訴訟）
- 翌 2月 6日 第1回口頭弁論（近畿訴訟）

～とある弁護団員のヒトリゴト～

皆さんは、新潟に行かれたことはありますか？本年9月28日・29日に新潟水俣病現地調査が開かれ、熊本弁護団からも黒田裕美子弁護士と福永紗織弁護士が代表として出席しました。かくいう私も、昨年の新潟での現地調査に参加したメンバーです。9月末の新潟は、朝晩は既に少し肌寒く感じ、熱帯が美味しくなりはじめる時期でした。私のおススメの新潟の日本酒の銘柄は、宮尾酒造さんの「メ張鶴」です。これから、全国的に徐々に秋が深まっていくことと思います。寒いな、と感じたら、新潟の名酒を適量いただいて、身体と心を温めるのはいかがでしょうか？（熊本弁護団・藤井祥子）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団（熊本訴訟）
熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階
熊本共同法律事務所内（担当 永野）
電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378
H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索